

車いす式階段昇降機を所有のお客様へ
部品供給終了のお知らせ

平素より、弊社製品をご愛顧いただきありがとうございます。

さて、現在お使いいただいております「車いす式階段昇降機」は、同型機種の生産中止から28年が経過し、弊社で定める部品の保有期間（生産中止後20年間）を超過しております。

弊社は、これまで、部品の備蓄等も行い安定供給に努めてまいりましたが、素材や製造設備などの確保が困難な状況となり、部品供給を継続することが困難となっております。

つきましては、当該機種の部品供給を終了させていただきます。

ご不便をおかけ致しますが、ご賢察賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

記

1. 対象となる車いす式階段昇降機

機種名称	生産期間
車いす式階段昇降機（全自動）	～1995年

2. 部品供給終了に伴い、以下の各点をお含みおきいただきますようお願いいたします。

(1) 安全確保の観点から製品入れ替えをお勧めいたします

当該部品（添付資料に記載の供給終了部品）は、車いす式階段昇降機の所期性能を発揮させるために重要な部品であり、これらの部品が故障・破損した場合、事故につながるおそれがあります。今後ご利用者の安全確保の観点から、最新機種の設置をお勧めいたします。

なお、弊社では車いす式階段昇降機販売を終了しており、現在お取り扱いはございません。誠にお手数をお掛けいたしますが、代替品をお求めの際には、別途車いす式階段昇降機のお取り扱い代理店様等の窓口にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

また、当該部品の供給終了にあたりましては車いす式階段昇降機の保守点検を履行することが困難となりますことから、当該機種の保守点検契約を弊社にご用命いただいているお客様には、現契約（1年間）の終了日を持ちまして、保守点検契約終了のお知らせとさせていただきます。

(2) 故障発生時には、ご使用を直ちに中止してください

故障が発生した際は、機器の停止・異常音などが発生し、それに起因する利用者災害などの事故につながる可能性があります。直ちに使用を中止し、ご利用者の安全確保をお願いいたします。

3. 昇降機の耐用年数と部品供給期間について

(1) 耐用年数について

エレベーターの法定耐用年数（昭和40年大蔵省令第15号による）は17年と定められております。

(2) 保守部品の供給期間について

弊社では、保守部品の供給期間は原則として、当該機種の生産中止後20年を目処としています。

4. 対象機種ご参考写真



以上

添付資料

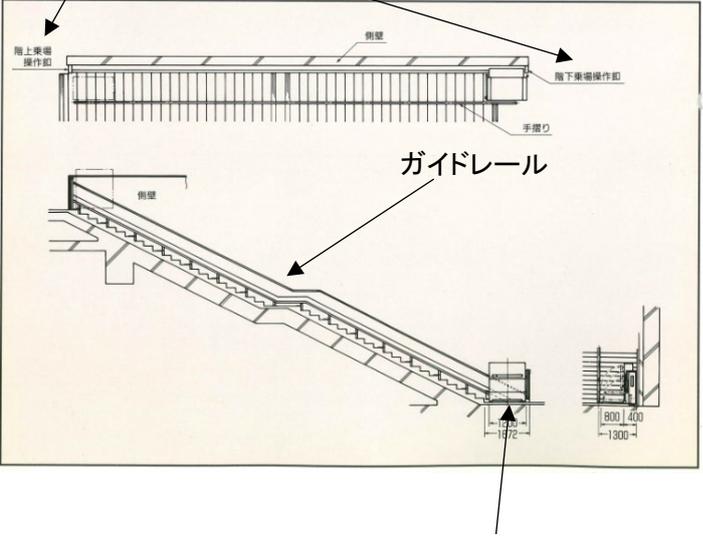
部品供給終了に伴いご注意いただきたいこと

部品供給を終了に伴い本紙に記載の注意事項につきまして、あらかじめご了承くださいますようお願い申し上げます。

■警告、禁止事項

 <p>警告</p>	<p>供給終了部品が故障すると起動不能故障、途中階停止故障などが発生し、不測の事態が生じるおそれがあります。</p>
 <p>禁止</p>	<p>供給終了後に故障が発生した場合、供給終了部品の復旧はできませんので、故障発生以降は車いす式階段昇降機を使用しないでください。</p>

■供給終了部品の構成・機能

部品	機能	故障した場合の影響	概略図（代表機種为例です）
ガイドレール	車いす式階段昇降機の昇降をガイドします。	<ul style="list-style-type: none"> ・車いす式階段昇降機の昇降ができなくなります。 ・起動不能故障、閉じ込め故障などが発生し、不測の事態が生じるおそれがあります。 	 <p>乗場操作盤</p> <p>ガイドレール</p> <p>かご・かご操作盤</p>
乗場操作盤 かご操作盤	車いす式階段昇降機を呼び寄せ、または目的階に移動させます。		
かご	車いすを乗せ階段を昇降します。		
その他電気部品	その他、機能上欠かせない部品です。		